

植民地期台湾に建てられた社、祠について

蔡 錦 堂

TSAI Chintang

国立台湾師範大学台湾史研究所教授

【要旨】 本論文は日本植民地期台湾に建てられた「社」と「祠」について述べる他、社・祠の建設とともに浮上した問題点等にも触れることにする。

まずは台湾総督府が1923年に発布したいくつかの府令、法規を通して政府側の神社・社に対する定義及び管理、統制のしかたを見る。1915年西来庵事件発生後、旧慣温存の宗教政策を見直し、宗教調査を促したと同時に、総督府は台湾領有以来神社と仏教等の宗教法規が混合していた局面の打開を図り、1923年に「県社以下神社ノ創立、移転、廃止、合併等ニ関スル規則」及び「社、遙拝所ニ関スル件」を発布し、台湾での「神社」と「社」を神社法規の中に初めて定義した。法規に従って神祇を奉祀し祭典に必要な設備が揃えてあっても、「本殿、拝殿、社務所、手水舎、鳥居」などが完全に備わらなければ「神社」として認めず、神社ではないが公衆に参拝させるため神祇を奉祀するものを「社」と称した。1924年にまた「神社及社ノ取扱ニ関スル件」を発布し、「無願社濫設の悪弊を一掃」及び「蕃地」の社・祠の呼び名に要注意と指示をした。

1934年に総督府がさらに神社中心主義の法規——「神社建設要項」、「一街庄一社（神社）」を公布した。そのうちの神社・摂末社の建設、取分け「社の整理」について、分析・討論を試みる。街庄ごとに摂末社の創立を許可するという文教局の指示（1938）及び「社ノ整理ニ関スル件」にも目を配る必要がある。蕃地以外の市街庄に「社の創立を認めざる事」と及び「社の所在地に神社の創立を見たる時は社を廃止すること」という規定が特に注意に値する。

最後には植民地台湾における社・祠の建立及び整理の過程に現れた問題点を探り、1906～1910年の間日本本土で政府官僚によって行われた「神社合祀」（神社整理）の始末及び問題と相照らしてみながら、筆者なりの浅見をまとめてみる。

The Study of Semi-shrines Sha and Shi in Taiwan during the Period of Japanese Colonial Rule

Abstract : This paper will discuss semi-shrines—called sha or shi—built in Taiwan during the period of Japanese colonial rule. Issues arising from the erection of semi-shrines will also be examined.

First, how the government defined, controlled and regulated shrines and semi-shrines will be revealed by referencing the laws and regulations issued by the Government-General of Taiwan in 1923. In the aftermath of the Tapani Incident in 1915, the Japanese government reviewed its religious policy through which old customs had been preserved; as the occupier of Taiwan, the government also conducted research on religions and set out to eliminate the confusion of having

individual regulations for such religions as Shinto and Buddhism. In 1923 the Government-General introduced regulations regarding the erection, relocation, removal and integration of prefectural shrines as well as regulations dealing with semi-shrines and another type of worship facilities called Yohaijo. As the first religious law to define shrines and semi-shrines in Taiwan, shrines were required to have a main hall, offering hall, shrine office, purification fountain and torii gate. Without these structures present, Shinto facilities could not be considered a shrine, even if they enshrined a deity and had the components necessary for carrying out ceremonies and rituals in compliance with the relevant laws. Non-shrines, or sacred places that housed a god and where people went to pray, were regarded as sha. In 1924 regulations to manage shrines and semi-shrines were implemented with the aims to restrict the construction of unauthorized shrines and to oversee how sha or shi in aboriginal areas were named.

In 1934 the Government-General set forth more shrine-centered regulations on the construction of shrines, along with the policy of “one shrine in one town or village.” This paper will analyze and discuss the construction of shrines and auxiliary shrines, with special emphasis on the reorganization of sha. To this end, the 1938 ordinance by the Bureau of Culture and Education to allow the foundation of an auxiliary shrine in each town or village and the guidelines for reorganizing sha will be closely examined. It should be noted that according to provisions of the time, building sha in areas other than aboriginal areas was prohibited, and when a shrine was built in an area where sha already existed, the latter had to be disestablished.

In the last section of this paper, issues arising from the construction and reorganization of semi-shrines in Taiwan under Japanese rule will be explored in comparison with the situation and problems of shrine mergers carried out in Mainland Japan from 1906 to 1910 by the government.

一、はじめに

本発表は日本植民地期台湾に建てられた「社」と「祠」について述べる他、社・祠の建設とともに浮上した問題点等にも触れることにする。

まずは台湾総督府が1923年（大正12年）に発布したいくつかの府令、法規を通して政府側の神社・社に対する定義及び管理、統制のしかたを見る。

次に1934年（昭和9年）「神社建設要項」、「一街庄一社（神社）」の法規公布後、総督府が神社・摂末社の建設、取り分け「社の整理」についてどのような規定または処置をとったかを分析、討論する。

最後には植民地台湾における社・祠の建設及び整理の過程で現れた問題点を探り、1906年（明治39年）～1910年（明治43年）の間、日本本土で政府の官僚によって行われた「神社合祀」（神社整理）と相照らしてみながら筆者なりの浅見をまとめ、ご教示を願いたい。

二、1923年前後の法規から見た「神社・社」の建立

台湾を植民地として領有した日本は早速1897年（明治30年）に「延平郡王祠」を「開山神社（祭神：鄭成功）」に改め、1901年（明治34年）には「台湾神社（祭神：北白川宮能久親王と開拓三神）」を創建した。しかし、統治初期の総督府にとってまずは治安維持、衛生への呼びかけ・伝染病

の拡大防止策、交通等インフラの整備や財政の独立を考えなければならず、宗教面に関する統制は急を要するものではなかった。1915年（大正4年）、西来庵事件発生後、ようやく旧慣温存の宗教政策を見直し、宗教調査を促したと同時に社寺課を設立し、台湾領有以来、神社と仏教等の宗教法規が混合していた局面を打開し、1923年（大正12年）6月に「県社以下神社ノ創立、移轉、廢止、合併等ニ關スル規則」⁽¹⁾（府令第56號）⁽²⁾及び「社、遙拝所ニ關スル件」（府令第57號）を發布し、台湾の「神社」と「社」を初めて定義した。

1. 「縣社以下神社ノ創立、移轉、廢止、合併等ニ關スル規則」

大正十二年六月二十三日 府令第五十六號

第一條 神社ハ本殿、拜殿、社務所、手水舎、鳥居ヲ備ヘ其ノ他祭典ニ必要ナル設備アルヲ要ス

第二條 神祇ヲ奉祀スルモノ本令ニ依ルニ非サレハ神社ト称スルコトヲ得ス………

（下線、筆者）

この府令第56號は日本が台湾統治を始めてから、法規面において「神社」とは何かを定めた最初のものである。その第一条と第二条によると、本殿、拜殿、社務所、手水舎、鳥居及びその他祭典に必要な設備が完備でなければ神社にはならないし、神祇を奉祀していてもこの法令に従わなければ神社と称することが許されない。つまり、法規に従って神祇を奉祀し祭典に必要な設備が揃えてあっても、本殿、拜殿、社務所、手水舎、鳥居などが完全に備わらなければ神社とは言えない。これは「社殿中心主義」と称しても決して過言ではない。しかし、日本の原初的神社は果たして皆、この官僚的神社定義を満たしているだろうか。

同じ日に發布された「社、遙拝所ニ關スル件」⁽³⁾（府令第57號）を次に引く。

2. 「社、遙拝所ニ關スル件」

大正十二年六月二十三日 府令第五十七號

第一條 本令ニ於テ社ト称スルハ神社ニ非シテ公眾ニ參拜セシムル為メ神祇ヲ奉祀スルモノヲ謂フ

第二條 社ヲ創立セムトスルトキハ崇敬者トナルヘキ者二十人以上連署ヲ以テ其ノ事由竝左記各號ノ事項ヲ具シ臺灣總督ノ許可ヲ受クヘシ

- 一 祭神、靈代及社號
- 二 建設位置
- 三 建物、敷地及圖面、坪數竝周圍ノ狀況
- 四 建設費及其ノ處理辦法
- 五 起工、竣工豫定日時
- 六 維持方法

前項各號ノ事項中祭神、靈代、社號及建物中ノ社殿ヲ變更セントスルトキハ臺灣總督、其ノ他ノ事項ヲ變更セントスルトキハ知事又ハ廳長ノ許可ヲ受クヘシ……

第十條 建造物アル遙拝所ニ付テハ本令ヲ準用ス但シ一時限ノ遙拝所ハ此ノ限ニ在ラス……

第十二條 本令又ハ別段ノ定メアル場合ヲ除クノ外臺灣總督ノ許可ヲ受クルニ非サレハ公眾ヲ參拜セシムル為メ鳥居其ノ他社ニ類似ノ設備ヲ為スコトヲ得ス

第十三條 第二條ノ許可ヲ受ケスシテ社ヲ創立シタル者及前條ニ違反シタル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

(下線、筆者)

この府令第57號の第一条はまず「社」について説いている。神社ではないが公衆に参拝させるため神祇を奉祀するもの、それが「社」である。「神社ニ非ズシテ」の「神社」は勿論前述の府令第56號第一条、第二条で定義したあの神社である。なお、社の創立には崇敬者20人以上の連署が必要とされ、祭神等詳しい資料を提出の上、台湾の最高指令当局である台湾總督府に申し込み許可をもらわなければならない。規則に違反した場合は50圓以下の罰金を処される。政府側が在台的内地人が様々な信仰理由に基づき創立した建物に「社」という名を付け(しかし民衆がそれを「神社」と呼んでいる)、規範を設け、反則者には罰金を科す、という仕組みなのである。

同年の7月、総務長官によりさらに「神社及社ニ關スル件」(総内第4190號通達⁽⁴⁾)が発表され、そのうちの「社ノ取扱ニ關スル件」によって「私邸内、學校内、軍隊内」の「社」の位置付けがはっきりとなった。

3. 「神社及社ニ關スル件」

大正十二年七年 總内第四一九〇號依命通達 各地方長官宛

今般府令第五十五號同第五十六號同第五十七號ヲ以テ神社及社ニ關スル規則發布相成候ニ付テハ別紙事項御了知可相成

右依命通達ス

……

二 社ノ取扱ニ關スル件

- (イ) 私邸内ニ於ケル社類似ノモノハ外部ヨリ出入シ能ハサル設備を為サシメ公衆ヲシテ絶対ニ参拜セシメサル様嚴重取締相成度
- (ロ) 學校又ハ軍隊内等ニ設置セル遥拝所又ハ社ニ該當スルモノニシテ單ニ兒童、生徒、職員並軍人ノミニ依リテ遥拝式ヲ行ヒ又ハ参拜セシムルモノハ之ヲ公衆ノ遥拝又ハ参拜ト見做スル何等手續ヲ要セス
- (ハ) 社ノ創立ヲ許可スルニ當リ祭神ノ不明瞭ナルモノハ本府ニ其ノ適否ヲ内議相成度
- (ニ) 社ノ祭神トシテ崇祀セラルヘキモノハ天津神國津神乃至内地ニ於テ既ニ神社ノ祭神トシテ崇祀セラルル正シキ神神及日本國人ニシテ道德勳功高クシテ萬民ノ儀表タルヘキモノニ限ル彼ノ大黒天、辨財天、托枳尼天ノ類ハ印度神ニ屬スルモノナレハ之ヲ社ノ祭神トシテ認ムヘカラス但シ是等ノ信仰ニ對シ大國主命、市杵島姫命、倉稻魂命ヲ奉祀シ府令第五十七號ニ依リ社ヲ建設スルハ差支無之義ニツキ篤ト御承知相成度
- (ホ) 社建築ハ素朴簡潔ヲ尚フヘキハ勿論ノ義ニシテ神明造、大社造、流造等ノ様式ヲ採ルヘク八幡造、權現造、邸園造等ノ様式ハ之ヲ採用セサルモノトス尤モ祭神ニ依リテ定リタル様式ニ從フハ差支ナキモ總テ彩色ヲ施サス白木造タルヘキコト御承知相成、
- (ヘ) 寺院附屬ノ佛堂等ニハ將來新ニ鳥居建設ヲ絶対ニ許可セサル方針ニ付御承知相成度

- (ト) 社ニ關スル規則第十二條ノ許可願書ニハ其ノ所在地、祭神、建物及鳥居等ノ工作物ノ品質構造圖面、維持方法其ノ他參考トナルヘキ事項ヲ記載セシメ意見進達相成度
- (チ) 神道布教所等ニシテ現ニ鳥居ヲ備フルモノハ府令第五十七號附則第五項ニ依リ處理スヘキモノナルモ是等ニ對シテハ可成許可セサル方針ニ付御承知相成度
- (リ) 社類似ノ施設ヲ為シ公衆ヲ參拜セシムルモノハ此ノ際スヘテ府令第五十七號第二條ニ準シ處理相成度

(下線、筆者)

「社ノ取扱ニ關スル件」の(イ)には、私邸内の社に類似したもの(所謂邸内社)への民衆参拝を取り締まり・禁止、(ロ)には、学校

内、軍隊内の遥拝所または社に該当するもの(校内社と営内社)への民衆遥拝・参拝を許可、しかも申請手続き不要とあるが、所謂構内社(あるいは企業神社)についての規定は見当たらない。

ところで、「社ノ取扱ニ關スル件」で「社類似ノモノ」と看做された邸内社及び「社ニ該当スルモノ」とされた校内社、営内社は、政府側に「神社」として認められていないことは見て取れるが、「社」として扱われたかどうかもまた疑問である。1944年(昭和19年)に政府作成の「社」のリストには、邸内社、校内社、営内社、構内社のいずれも入っていない。在台の内地人が中心となる民間人によって建てられたこれらの「モノ」は、官僚にとって承認済みの「社」にはならないのである。



図1 圓山水神社



図2 新化社遺跡

1924年（大正13年）4月、「神社及社ノ取扱ニ関スル件」⁽⁵⁾（総内第1132號通達）が新たに發布され、「無願社濫設ノ悪弊ヲ一掃」及び「蕃地」の社・祠の呼び名について要注意という指示が出されていた。

4. 「神社及社ノ取扱ニ關スル件」

大正十三年四月二十八日

總内第一一三二號總務長官依命通達 各州知事、廳長宛

神祇崇敬ノ淳俗ヲ振作シ國民道德ノ基本ヲ涵養スルハ思想善導上頗ル重大ノコトタリ從テ神社ノ祭祀ヲ重シ其ノ施設ニ意ヲ致スヘキハ勿論ノ義ニシテ曩ニ發布セラレタル大正十二年府令第五十六號同第五十七號、同年訓令第九十一號及總内第四、一九〇號通達ハ此ノ趣旨ニ依ルモノナルモ尚徹底セサル向モ有之候ニ付別記事項承知ノ上神社及社ノ經營上萬遺憾ナキヲ期セラレ度尚近來各地ニ何等ノ手續ヲ為サス且ツ將來ヲ考慮セスシテ濫ニ社該當ノモノヲ建設スル傾向有之神社行政上支障ヲ來ス場合不尠ヲ以テ此ノ際無願社濫設ノ悪弊ヲ一掃相成度

別記

- 一 神社又ハ社ヲ創設スル場合ニ於テ從來市街地ヲ離レタル遠隔ノ地ヲ選定シ參拜ノ不便ヲ顧慮セサル事例アルニ付社地ハ可成公眾ノ參拜ニ便ナル位置ヲ選定スル様留意スルコト
 - 二 敷地ハ清淨地ヲ選定スヘキハ勿論ナルモ其ノ立地タルト平地タルトハ問フトコロニアラス敷地ノ周圍ニハ常盤木ヲ栽培シテ他日森嚴ナル社域タラシムルコトニ留意スルコト
 - 三 社ヲ創設スル場合ニ於テハ將來ノ維持ニ支障ヲ來スカ如キ處アルモノハ之ヲ許可セサルコト
 - 四 御靈代ハ内地ニ在リテハ神符、劔、畫像等ヲ以テスル例アルモ本島ニ在リテハ可成神鏡ヲ以テ之ニ充テシムルコト
 - 五 社殿ハ一時的ノ建築ヲ避ケ永久的ノ造營ト為サシムルコト
 - 六 社ハ崇敬者増加シ社殿其ノ他ノ整備ヲ告ケ維持確實ナルニ至ラ、神社トスルノ手續ヲ為サシムルコト
 - 七 蕃地ニ於ケル神社又ハ社ニ付テハ神社又ハ社ニ關スル府令ヲ準用ス
 - 八 蕃地撫育ノ目的ヲ以テ官廳ニ於テ社ヲ直接經營スルモノニアリテハ何等ノ手續ヲ要セス但シ此ノ場合ニ在リテハ經營者ハ設立後直ニ社臺帳ヲ調製シ其ノ副本ヲ本府内務局ヘ送付スルコト
 - 九 前二號ニ依リ調製シタル臺帳ハ臺帳番號ノ頭ニ「蕃」ノ一字ヲ朱書シ他ノモノト區別スルコト
 - 十 蕃地ニ於テ現ニ神社ト稱スルモノニシテ大正十二年府令第五十六號ニ該當セサルモノハ自今神社號ヲ用ヒサルコト
 - 十一 第七號及第八號ノ場合ニ於テ社ノ文字カ蕃社ノ「社」ト紛ハシキトキハ「祠」字ヲ用ヒ「ヤシロ」ト訓マシムルコト
 - 十二 蕃地ニ於ケル既設ノ社ニ在リテハ來ル六月十日マテニ臺帳ヲ調製シ本府内務局ヘ送付スルコト
- （下線、筆者）

1923年（大正12年）6月に府令第56、57號が發布されてからも、統治側に認められない「無願社」が各地にまだ数多くあり、そのため10か月後各州庁宛にこの通達を送られ、「神祇崇敬ノ淳俗ヲ

振作シ」、「神社ノ祭祀ヲ重ンシ」と強調して「無願社」の一掃を期した。

この通達の第七条～十二条は原住民「蕃地」に建造された「神社」が主な内容になっている。まずは府令第56、57号は蕃地にも準用と言明。第十条には、蕃地で神社と呼ばれ、しかし府令第56号に適用しないものを今後神社と称してはならないこと、そして第十一条には、神社の「社」と「蕃社」の社が困惑を招く場合、「社」の漢字を「祠」に改め、但し発音を「やしろ」とすることが書いてある。

三、1934年以降における「社」の禁制及び整理

1. 「神社建設要項ニ關スル件」

日中戦争が激化していく中、1934年（昭和9年）9月、総督府が「神社建設要項ニ關スル件」⁽⁶⁾を發布した。この法規において神社が「社会教化の中心」であり聖域である。神社は「一街庄一社（神社）」で、濫設を許さないことが規定される。政府に認定される「神社」を新設する場合の「敷地」、「建物」と「境内」等設備に関する基準も1923年（大正12年）の府令よりはるかに具体的になっている。「神社」を管理、統制する行政側の意図及び「社殿中心主義」の台頭がもはや明白な事実である。

「神社建設要項ニ關スル件」

昭和九年九月十八日

文社第五〇四號文教局長通牒 各州知事、廳長宛

近時神社建立ノ目論見各所ニ進行シツツアルヤニ聞及候處今後新ノ建立セントスルモノニハ大體別紙要項ノ標準ヲ最低ノ目標トシテ計畫セシメラレ度

尚本要項 枚別途及送付候各郡役所、街庄役場、教化委員其ノ他適當ナル向ヘ配布シ神社建立ノ機運ヲ促進セシムル様取計相成度此段及通牒候也

追テ爾今蕃地以外ニ於テハ社ハ之ヲ新設セシメサルコトト致度候條御含置相成度

神社建設要項

- 一 要 旨 全島樞要ノ地ニ神社ヲ建設シテ島民ガ敬神崇祖報本反始ノ誠ヲ致スノ聖場タラシメ、兼ネテ諸々ノ社会教化ノ中心ト為ス
- 一 布 置 各街庄ニ神社ヲ創建スルコト
神社ハ一街庄一社トシ濫設セサルコト
街庄ヲ置カサル地域ニ在リテハ前二項ニ準スルコト
- 一 設 備 敷地 四、五千坪以上
建物 本殿 五坪程度
拜殿 二〇坪程度
右ノ外手水舎、社務所、鳥居ヲ設備スルコト
本殿ノ建築ハ祭神ニ依リテ定マリタル様式アル場合ノ外ハ神明造又ハ流レ造トシ内陣及外陣ニ分ツコト
本殿以外ノ建物ハ本殿ニ調和スル様式ニ依ルコト

境内 境内ハ必ズ植林ヲ勵行シ所謂鎮守ノ森ノ情趣ヲ育成スルコト但シ造林規劃ハ多數ノ參拜者アル場合ヲ考慮シ適宜計畫スルヲ要ス
御造營急速ニ實現シ難キ場合ハ差當リ敷地ノミニテモ決定スルコト

(下線、筆者)

「神社建設要項ニ関スル件」で「社」に関わりがあるのは「爾今蕃地以外ニ於テハ社ハ之ヲ新設セシメサルコト」のところである。これより先は台湾における「社」の創建の歩みを述べておき、次に「社」の禁制と「社の整理」の分析を試みる。

2. 社の創建と禁制

台湾において初めて社が建てられたのは1897年（明治30年）のことであり、その第一号は倉稻魂神を祭神とする台中稻荷社である（当時は「社」でなく「無願神祠」に属す）。明治年代の台湾には6カ所の社（台中稻荷社、瑞芳金瓜石社、基隆末広稻荷社、瑞芳瑞芳社、淡水稻荷社、屏東末広稻荷社）があり、1913年（大正12年）6月23日総督府が「社、遥拝所ニ関スル件」を發布する時、全島の社数は20カ所に上っていた。

上の社6カ所の他に、南投稻荷社、屏東六龜天満祠、台東稻荷社、彰化和美金刀比羅社、嘉義大林金刀比羅社、屏東海豊産土社、羅東二結稻荷社、台東鹿野村社、基隆天満宮、基隆恵美須社、高雄旗山水天社、台南新町稻荷社、羅東加羅山社（蕃地）、蘇澳東澳祠（蕃地）⁽⁷⁾14社があった。その数は神社（17カ所）より多かった。社は大抵、在台日本人が信仰のために設置したものであり、場所も日本人の居住地に限られていた（「蕃地」にあった2社を除く）。また祭神は、開拓三神・能久親王という台湾の神社の「祭神パターン」と違い、大概、在台日本人の故郷鎮守の祭神をそのまま祀ったもの



図3 瑞芳金瓜石社

である。しかし、このような民衆レベルで下から自主的に創建した社は、少数を除いて——例えば台北稻荷神社、基隆金刀比羅神社（後の基隆神社）、打狗金刀比羅神社（後の高雄神社）——大部分は氏子数が少なく資力も不足していたので神社に昇格することができず、「無願神祠」になってしまったものがほとんどである。前述した大正年間宗教調査後の神社制度法規整備期間に、総督府が「社、遥拝所ニ関スル件」（府令第五十七號）を發布したのは即ちそれら「神社ニ非ザルモノ」を法で規制掌握するためである。

前述の1923年（大正12年）6月23日、府令第五十七號「社、遥拝所ニ関スル件」の第一条に、「本令ニ於テ社ト称スルハ神社ニ非シテ公衆参拝セシムル為メ神祇ヲ奉祀スルモノヲ謂フ」と、在台日本民衆が信仰のため自主的に設置したものを「社」と名付けた。そして、社の創立、移転、廃止、合併及び崇敬者の総代、神職まで法規で詳しく定めた。しかし、法令に規制されても、行政側の経済的補助、例えば神饌幣帛料、供進金などを一切受け取れない社は、依然としてその祭祀、経営を民衆側が握っており、行政側に関与されなかった。社に関する法規が發布された後も社の数は増え続け、1934年（昭和9年）、社の新設禁止令が出される時点で、「蕃地」のもの（全社数の約半分）を含め、社の総数は99まで延びていた。この時神社の総数はわずか25しかなかった。

1934年（昭和9年）、総督府は前述の「神社建設要項ニ関スル件」を發布したのと同時に、「爾今蕃地以外ニ於テハ社ハ之ヲ新設セシメサルコト」と通牒した。地方の教化中心として各街庄に積極的に神社を創建させようとする「一街庄一社（神社）」方針の下で総督府が、社に対する規制を打ち出すのはむしろ当然である。ただし、この段階ではまだ街庄ごとに神社が建てられておらず、民衆（主に在台日本人）の信仰対象を取り替えるすべもなしに、ただ社に対する規制を「新設認めず」と決めておき、既成の社に対する処置方策は出さなかった。

3. 「摂末社の設置」と「社の整理」

1938年（昭和13年）、各州庁社寺主任会議の席で、文教局は街庄ごとに摂末社の創立許可という「摂末社ニ関スル件」を指示するとともに、社について以下の「社ノ整理ニ関スル件」を出した。ここにまず摂末社の設置について述べる。

(1) 摂末社の設置

摂末社は摂社と末社の汎称である。摂社は本社と祭神の系統上の関係を問わず単に社の貫籍を本社に属し、その管摂を受ける神社である。末社は本家に対する末家の如く、本社の祭神と本末の関係を有する祭神を祀った神社である。両者が意味を混合することもあるが、要するに摂社及び末社は一つの神社（本社）に隷属し、制度上独立の存在が認められない。摂末社の社殿及びその他の財産は本社が管摂し、その経済は本社の経済によって包括され、祭祀も本社の神職によって執行される。総督府が1938年（昭和13年）の時点で「摂末社」という「準神社」を創出したのは、当時行き詰まった「一街庄一社」の代替策として「街庄に摂末社」を打ち出そうとするためであった。

1938年（昭和13年）、各州庁社寺主任会議に、総督府文教局は摂末社について、

「摂末社ハ部落毎ニ創立スルヲ本旨トス但シ未ダ街庄鎮守ノ神社ノ創立ヲ見ルニ至ラザル地方ニアタリテハ当分ノ内、郡ノ総社ノ摂末社トシテ街庄毎ニ之ヲ創立スルヲ妨ケズ」

⁽⁸⁾と指示した。この指示の文面から見れば、総督府側が「街庄に神社、部落に撰末社」と堅持しているように感じられる。つまり「一街庄一社」方針により、街庄には神社、街庄の下の単位である部落には街庄鎮守の撰末社を建てるものである。「撰末社ハ部落毎ニ創立スルヲ本旨トス」というのは、即ち「街庄に神社」あるいは「一街庄一社」を再確認している。「但シ未ダ街庄鎮守ノ神社ノ創立ヲ見ルニ至ラザル地方ニアタリテハ当分ノ内、郡ノ総社ノ撰末社トシテ街庄毎ニ之ヲ創立スルヲ妨ケズ」と言明するのは、「街庄に神社」の概念を抱えながらも、総督府は時代の情勢を見て止むを得ず街庄に撰末社の建立を「認め」ているのである。しかし、1938年（昭和13年）現在で神社を擁する街庄はごくわずかであり、大多数の街庄は「未ダ街庄鎮守ノ神社ノ創立ヲ見ルニ至ラザル地方」に属している。しかもそれらの街庄は地方経済問題、物資入手問題、神職問題などで、当分の間神社を創建することが難しい。その状態から考えると、先の指示を通して総督府が街庄鎮守のない街庄に撰末社の設置を「認める」というより、むしろ街庄に撰末社の設置を「鼓吹催促」しているように読み取る方が適切であろう。

(2) 社の整理

1938年（昭和13年）の各州庁社寺主任会議で、文教局は社について以下の「社ノ整理ニ関スル件」⁽⁹⁾を出した。

市街庄ヲ置ク地域内ノ社ニ対シテハ左記方針ニ依リ取扱ハレ度

イ、社ノ創立ハ之ヲ認めザルコト

ロ、社ノ所在地ニ神社ノ創立ヲ見タルトキハ社ハ之ヲ廃止スルコト

ハ、街庄ヲ氏子地域トスル神社創立セラレタルトキハ其ノ街庄内ノ社ハ之ヲ廃止スルカ又ハ神社ノ撰社若ハ末社トスルコト

（下線、筆者）

総督府が社に対する整理策を打ち出した理由について、以下の3点が考えられる。

一、神社の尊厳を保つため。社はもともと「無願神祠」で総督府側にとって「愚民が迷信の産物」「国体の尊厳を冒瀆」「神社の神聖を害するもの」である。1923年（大正12年）、「社、遥拝所ニ関スル件」の法令を發布しても社の「本質」は行政側にとってほとんど変わっていない。資金不足のため、規模内容が充実しておらず、かつ経営維持、祭祀執行も行政側の期待に応じられない社は少なかつた。1933年（昭和8年）、花連港庁から各支庁長街庄区長宛の「社、遥拝所ニ関スル件」には「余リニ粗末ナル社……ハ本島人、蕃人ニ日本精神ヲ感得セシムルノ使命ヲ果タスニ適セサルノミナラス却ツテ神祇ヲ軽ニスル感情ヲ誘発スルノ虞ナシトセス」⁽¹⁰⁾とあった。これはおそらく社に対する行政側の一般的観点であろう。

二、経済上の理由。「一街庄一社」方針に基づき、また戦時体制下の経済物資圧迫事情もあり、限られた神社維持資金源を確保して市街庄鎮守維持に資するためには、同地方にある社を整理廃止しなければならない。

三、統制上の理由。社はあくまでも総督府側の意志によって建てられたのではなく、民衆側の信仰

願望に添って設置されたものである。社に対する法令の規制があっても、それはただ社の事情を行政側に届ける義務が付けられた程度のものにすぎない。行政側は社に対する監督権を持っていても、事実上、社の祭祀・経営を完全に統制することができない。1938年（昭和13年）の時点では一街庄一神社の目標にはまだ程遠かったが、「摂末社」設置構想の登場によって社の漸次整理が可能になったわけである。つまり、摂末社は制度上独立存在が認められず、財産経済はすべて本社に属し、祭祀も本社の神職によって執行されることになる。この独立格を有しない点は、既成社とのもっとも大きな相違点である。社を廃止できずに困るより、それを街庄鎮守神社の摂社や末社にして管理したほうが、総督府側にとって便利なのである。

しかし、社を整理すると称しても、総督府は「強行的」態度を見せず、あくまでも「漸進的」な方針を堅持していた。つまり社を廃止するなり摂末社に仕立てるなり、それは社の所在地に神社の創立が実現できてからの話であり、総督府にとって、社の整理のために在台日本人の信仰に手出しするなど総督府に対して反感を買う暴挙はどうしても避けたいものであろう。事実上、社に対する整理方針が出されてから、社の所在地に神社が設置されるケースは7件ある。そのうち、苗栗稻荷社・淡水稻荷社・大崙社（台南州斗六郡斗六街）・南投稻荷社の4社は神社——苗栗神社・淡水神社・林内神社（台南州斗六郡斗六街）・南投神社——が建立されても依然として存続し、整理はされなかった（苗栗稻荷社は1944年前後になってようやく整理された）。他の能高社・南投社・新化社3社は、能高神社・南投神社・新化神社の創建によって名目上「整理」されたが、しかし、その「整理」は事実上、3社を社から神社に「昇格」させたものと見たほうが適切であろう。終戦当時、台湾の社の総数はまだ114（そのうち約60社は「蕃地」に）あった。つまり、社に対する整理指示が出されていても、既成の社は整理されずにそのまま終戦を迎えたのである。その原因は、街庄神社あるいは摂末社の建設が物資獲得の困難及び時局の悪化のためなかなか進まず、また、過激な信仰抑圧が却って在台日本人民衆の戦争協力を失わせることを、総督府側が考慮していたのではなかろうか。

なお、社の整理に効果が上がらなかった一方、街庄に摂末社を設置する総督府の狙いも計画からはずされた。氏子基盤の欠如と戦時下における各街庄の財政困難がその原因であろう。終戦まで摂末社の数はわずか16であり（『神の國日本』による）、台北州の1社（汐止神社摂社内湖神社）、花蓮港庁



図4 斗六神社摂社炭頭厝神社遺跡

の2社（花蓮港神社末社佐倉神社、林田神社摂社豊濱神社）を除いて他の13社はすべて台南州に属し、その中の9社は皆台南州斗六郡に設置されていた⁽¹¹⁾（斗六街に5社：斗六神社末社竹園子神社、末社溝子埧神社、末社内林神社、末社大北勢神社、末社石榴班神社。古坑庄に3社：末社溪邊厝神社、摂社崁頭厝神社、摂社古坑神社、その他末社樹子脚神社1社）。なぜ台南州と斗六郡だけ摂末社が多く設置されたかについては、現時点の資料不足のため明確に言えない。

(3) 社の祭神について

台湾神宮の宮司、田村晴胤が1945年（昭和20年）2月に出版した『神の國日本』によると、1944年（昭和19年）10月当時の社（蕃地の社または祠を含めて）の総数は114カ所である。これらの「社」の祭神を確認してみると、面白い現象が見えてくる。蕃地に建てられた約半数の社または祠は、台湾神社（宮）の祭神：北白川宮能久親王、開拓三神大國魂命、大己貴命、少彦名命を祭神にしており、あるいは天照皇大神も祀られている。それに対し、蕃地以外の社は台湾神社（宮）の祭神を祭神とするものもあるが、日本の伝統的民俗信仰の神、例えば倉稻魂神、猿田彦命、大宮女命、金山彦命、豊受比賣神、大宮能賣命、五十猛命、抓津姫命、大屋津姫命、都味齒八重、事代主命、菅原道真、金山姫命、大物主命、大山祇神、市杵島姫命、豊田別命、大帯姫命、比賣命、上筒男命、中筒男命、底筒男命、大宜都比賣命、應神天皇、崇徳天皇、安徳天皇、建禮門院、二位局、建御雷神、経津主神、鹽土神、日本武尊、彌都波賣命等々が実は祭神の大多数を占めている。

日本の伝統的民俗信仰の神を祭神とするこれらの社は、社殿の規模が小さく、境内面積や神職者数が足りず、祭礼儀式も貧弱なため法定の「神社」として認められなかったが、庶民（特に在台の内地人）にとってその存在は「神社」そのものであり、日本の風土、自然、歴史に融合した地方集落神社の素朴な面影が伝わる。海外神社の遺跡や跡地を訪ねる際、どうしても社殿が中心となるが、祭神についての分析も、海外神社に対する全般的理解には役立つものであろう。

四、台湾の社の建設と整理 vs 日本の「神社合祀（整理）」

植民地期台湾の社、祠問題を考える際に、1906年（明治39年）から1910年（明治43年）にかけて日本各地で行われた官僚的合理主義に基づいた「神社合祀」（または神社整理と称される）が好対照となる。

1906年（明治39年）の勅令第220号「神社寺院仏堂合併跡地譲与ニ関スル件」によって進められた神社合祀政策は、神社の基盤整備が名目だったが、実際の目的は神社の数を減らし、残った神社に経費を集中させることで一定基準以上の設備・財産を備えさせ、神社の威厳を保たせて、神社の継続的経営を確立させることにあった。内務省神社局が主導したこの神社合祀制度で、日本全国で約20万社あった神社の7万社が取り壊され、「稻八金天神社」（稻荷、八幡、金刀比羅、天満の合祀神社）なるものまで現れた。合祀政策が特に甚だしかった三重県では県下神社のおよそ9割が廃されることになり、和歌山県や愛媛県もかなり大変な状態だった⁽¹²⁾。しかし、この神社合祀制度を進めるのは知事の裁量に任されたため、実行の程度は地域差があり、京都府では1割程度で済んだ（1937年から1941年にかけて台湾で行われていた「寺廟整理運動」も実行方法・手段が非常に類似している）。

ここでは1906年（明治39年）に始まった日本の神社合祀整理と1934年（昭和9年）から官僚によって台湾で進められた蕃地以外の地における「社」の建設禁止令及び1938年（昭和13年）の「社の整理」との比較に焦点を絞ることにする。神社の荘厳を維持し神祇への崇敬を強調するために「社殿中心主義」が唱えられ、神職祭典礼儀が重んじられ、それによって政府・官僚が神社信仰に対する管理・統制を遂行しようとした。1906年（明治39年）からの日本の神社合祀整理と1934年（昭和9年）からの台湾の「社」の創建禁止・整理策、いずれも政府側が定義した「神社」の基準を満たさない、日本の庶民（日本本土にいるか植民地台湾にいるかを問わず）の手によって建てられた「社」、
「無願神祠」または「淫祠邪教」が対象となっている。政府・官僚と一般庶民の「神社」に対する認識があまりにもかけ離れており、官庁の「神社信仰」と民間の「伝統信仰」とは大きくずれが生じている。

日本の合祀政策は氏子・崇敬者及び知識人（博物学者・民俗学者として名高い南方熊楠もその一人で、彼は八つの理由を挙げて合祀を批判した）の強い反対を受け、1910年（明治43年）以降には急激な合祀はひとまず収まった（台湾の「寺廟整理」も実施して5年位で終わった）。一方、台湾では「社」の創建禁止・整理だけでなく、日本政府が行った台湾の神社信仰に対するすべての管理・統制は、終戦とともに終止符を打つこととなった。

五、終わりに

最後には、日本の宗教学者、藺田稔氏の文章を引いて終わりにしたい。

「神社は本来、けっして特殊な信仰の教えを説く教会でもなければ、超俗の出家が修行する僧堂寺院でもない。ただ土地の歴史風土と一体のコスミックな家郷的世界の神聖なシンボルとして、世代を超えた家族や隣人たちとの心暖まる連帯の生活を生き甲斐とする地域住民ならばおのずから求めるお互いの安心立命を祈る場である。鎮守の森が象徴するものは、清静な自然と共生することに無上の神聖な蘇生を体験してきた日本人古来の床しい宗教文化である。年に一度の鎮守の祭には、山野の自然生命に満ちた神霊を生活の場に迎えて、精一杯にぎやかに人心を一新する。これこそが、歴史を通じてさまざま日本の家郷社会に果たしてきた氏神鎮守の、いわば宗教らしからぬ宗教性なのである」

— 『日本宗教事典』（弘文堂、1985年）p. 87-88 —

注

- (1) 蔡錦堂『日本帝国主義下台湾の宗教政策』同成社、1994年、第1、2章。
- (2) 台湾総督府文教局編『現行台湾社寺法令類纂』帝国地方行政学会、1943年、pp. 167-172。
- (3) 台湾総督府文教局編『現行台湾社寺法令類纂』帝国地方行政学会、1943年、pp. 175-177。
- (4) 台湾総督府文教局編『現行台湾社寺法令類纂』帝国地方行政学会、1943年、pp. 177-178。
- (5) 台湾総督府文教局編『現行台湾社寺法令類纂』帝国地方行政学会、1943年、p. 179。
- (6) 台湾総督府文教局編『現行台湾社寺法令類纂』帝国地方行政学会、1943年、pp. 181-182。
- (7) 台湾総督府文教局社会課『台湾における神社及宗教』（昭和14年度版）、1940年、pp. 15-29。

- (8) 台湾総督府文教局社会課『台湾における神社及宗教』（昭和14年度版）、1940年、p.62。
- (9) 台湾総督府文教局社会課『台湾における神社及宗教』（昭和18年度版）、1943年、p.76。
- (10) 台湾総督府文教局編『現行台湾社寺法令類纂』帝国地方行政学会、1936年、p.743。
- (11) 田村晴胤『神の國日本』台湾思想文化委員会、1945年、pp.65-67。
- (12) 森岡清美『近代の集落神社と国家統制——明治末期の神社整理』吉川弘文館、1987年。

主な参考文献

- 台湾総督府文教局編『現行台湾社寺法令類纂』帝国地方行政学会 1936年
台湾総督府文教局編『現行台湾社寺法令類纂』帝国地方行政学会 1943年
田村晴胤『神の國日本』台湾思想文化委員会 1945年
台湾総督府文教局社会課編『台湾における神社及宗教』（昭和14年度版） 1940年
台湾総督府文教局社会課編『台湾における神社及宗教』（昭和18年度版） 1943年
小野泰博他編『日本宗教事典』弘文堂 1985年
國學院大學日本文化研究所編『神道事典』弘文堂 1999年
森岡清美『近代の集落神社と国家統制——明治末期の神社整理』吉川弘文館 1987年
大塚民俗学会編『日本民俗事典』弘文堂 1983年
蔡錦堂『日本帝国主義下台湾の宗教政策』同成社 1994年

編集室注：本論は、2017年2月25日神奈川大学横浜キャンパス1号館で開催された、2016年度第三回公開研究会「植民地期、台湾の社・祠 VS. 朝鮮の神祠・神明神祠——村落レベルにおける海外神社の比較検討——」（主催：神奈川大学非文字資料研究センター）での講演を原稿化したものである。